

神奈川労働局長

木塚 欽也 殿

神奈川地方最低賃金審議会 会 長 赤羽 淳

神奈川県最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和5年7月4日付け神労発基第 0704 第1号をもって貴職から諮問があった標記のことについて、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、調査審議に当たっては、以下の事項を重視した。

- 1 現下の経済・雇用情勢及び物価の上昇による労働者の生活への影響
- 2 中小企業・小規模事業者が置かれている状況
- 3 賃金上昇率
- 4 賃金の低廉な労働者の処遇改善

また、神奈川県最低賃金の改正決定に当たっては、以下の事項を強く要望する。

- 1 最低賃金の引き上げにより、特に中小企業・小規模事業者の経営への影響が 懸念されることから、生産性向上等のための最大限の支援や助成金等の申請手 続きの簡素化及び価格転嫁対策として、関係行政機関と連携し、労務費、原材 料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を迅速に徹底する こと。
- 2 関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮をすること。

これらの要望事項や中小企業・小規模事業者の支援状況については、審議会において継続的に報告を行い公労使委員で共有を図ることとする。

- 適用する地域 神奈川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1 時間 1,112円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和5年10月1日